

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岐南町は、県都岐阜市へ5 km、名古屋市まで30 kmと近距離にあり、岐阜県下一の交通量を誇る「岐阜県の表玄関」として機能し、運輸業やサービス業などの企業が進出してきた。

人口は微増傾向にあり、比較的30、40代の若い世代が多いのが特徴である。町内総生産の経済活動別構成比（岐阜県統計課平成26年度岐阜県の市町村民経済計算）では、卸売・小売業26.7%、サービス業20.4%、不動産業14%、製造業13.4%、運輸・通信12.1%となっており、卸売・小売業、サービス業の割合が高くなっている。また、産業別従業者数は、卸売・小売業が27.4%と最も多くを占め、次いで製造業が19%と多くなっている。産業別従業者でみると、全国と比べて卸売・小売業、運輸業の特化係数が高いことが特徴である。全産業の1人当たりの労働生産性は県や人口同規模地域との比較ではやや高いものの全国と比較すると低く、産業により偏りがみられる。

近年の少子高齢化、グローバル化、後継者不足等に伴い、中小企業者の事業環境は厳しい状況である。町では、平成29年に「岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長発展及びその持続的発展を推進してきた。主な施策内容としては、商工業の総合的な改善発達を目的とする機関である商工会と連携して利子補給制度、セミナー等を実施した。

また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業の実施、空き店舗対策事業補助金制度、企業立地促進事業補助金制度等により、町内中小企業者の振興を図ってきた。

しかし、現在の支援制度は、直接中小企業者の成長発展、持続的発展につなげるには十分な支援といえない。そのため、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者自身の生産性を高めることで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、持続的な発展を支援する。

#### (2) 目標

岐南町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することにより、中小企業者の先端設備等の導入を促し、「先端設備等導入計画」について、年間26件認定することを目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で年平均3%以上向上すること。

## 2 先端設備等の種類

町内中小企業者については、全国と比べて赤字企業の割合がやや多く、収益性が低い傾向にある。また、後継者不足の問題を抱えている中小企業者も多い状況である。このような状況の中、持続的な経営の維持、発展のため、経営基盤の強化を図る必要がある。このため、本計画において対象となる設備は、経済産業省令第1条第1項に規定する先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

岐南町は、縦横に走る国道の開通により、運輸業やサービス業が進出し、発展を遂げ、その発展と同時に、人口も増加し続けてきた。現在も微増傾向ではあるが、2020年をピークに人口減少に転じることが予想される。人口減少により、消費市場の規模縮小だけでなく、事業を担う人手不足や事業縮小など影響が広範にわたり、地域経済の縮小につながる。

面積7.91k㎡のコンパクトな岐南町で、地域経済の持続的な発展を推進するため、本計画において対象となる区域は町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

町内の産業は、卸売・小売業、サービス業、製造業等多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象となるのは、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める全業種の中小企業者とする。ただし、経済や地域社会の健全な発展に配慮するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を行うものについては対象としない。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。よって、本計画においては、労働生産性の目標伸び率が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは認定の対象としない。
- ・法人（法人代表者含む）、個人に係る町税等を滞納しているものは認定の対象としない。
- ・経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則に規定された認定の申請に必要な書類の他、必要に応じて町長が必要と認める書類を提出すること。この際、町は中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。